

令和7年6月27日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	伊 藤 千 春	2 番	柴 田 英 里
3 番	鈴 木 りつか	4 番	平 居 ゆかり
5 番	横 井 克 典	6 番	板 倉 克 典
7 番	那 須 英 二	8 番	加 藤 明 由
9 番	小久保 照 枝	10番	堀 岡 敏 喜
11番	佐 藤 仁 志	12番	江 崎 貴 大
13番	加 藤 克 之	14番	高 橋 八重典
15番	早 川 公 二	16番	平 野 広 行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

2 番	柴 田 英 里	3 番	鈴 木 りつか
-----	---------	-----	---------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	飯 田 宏 基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安 井 幹 雄
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
監 査 委 員 長	水 谷 繁 樹	総 務 課 長	横 江 兼 光
財 政 課 長	村 田 健太郎	人事秘書課長	神 野 忠 昭
企画政策課長	佐 藤 文 彦	防 災 課 長	太 田 高 士
税 務 課 長	岩 田 繁 樹	収 納 課 長	細 野 秀 樹
市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	下 里 真理子	環 境 課 長	梅 田 英 明
市民協働課長	藤 井 清 和	観 光 課 長	伊 藤 信 哉
保険年金課長	中 野 修	健康推進課長	木 村 仁 美
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	富 居 利 彦
児 童 課 長	伊 藤 一 幸	総 合 福 祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中 山 義 之

産業振興課長	上 田 忠 次	土 木 課 長	西 尾 一 泰
都市整備課長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	早 川 昇 作
会計管理者兼 会 計 課 長	田 口 邦 郎	学 校 教 育 課 長	飯 塚 義 子
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶 浦 智 也	歴史民俗資料館長兼 図 書 館 長	田 畑 由美子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	議 事 課 長	浅 野 克 教
書 記	鈴 木 悦 子		

6 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第28号	弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 3 議案第29号	弥富市税条例の一部改正について
日程第 4 議案第30号	弥富市立保育所条例の一部改正について
日程第 5 議案第31号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6 議案第32号	令和 7 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 7 議案第33号	令和 7 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8 議案第34号	工事請負契約の締結について
日程第 9 議案第35号	令和 7 年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号） (追加日程)
日程第10 議案第36号	令和 7 年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第11	議員派遣の件
日程第12	閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、柴田英里議員と鈴木りつか議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第28号 弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第29号 弥富市税条例の一部改正について

日程第 4 議案第30号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第 5 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 6 議案第32号 令和 7 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 7 議案第33号 令和 7 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第34号 工事請負契約の締結について

日程第 9 議案第35号 令和 7 年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第 2、議案第28号から日程第 9、議案第35号まで、以上
8 件を一括議題といたします。

本案 8 件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、早川公二総務建設委員長。

○総務建設委員長（早川公二君） 総務建設委員会に付託されました案件は、議案第28号弥富
市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改
正についてをはじめ 2 件です。

本委員会は、去る 6 月19日に委員全員と委員外議員 1 名の出席により開催し、審査を行い
ました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第28号弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休
暇等に関する条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、職員等に対する意向確認は今までどのように行ってきたのか、また条例の改正
によってどのように変わるのかとの質問に、市側より、産前産後の休暇制度及び手続はこれ
までも男性用、女性用のチェックシートを用いた案内を行っており、今回の条例改正により
意向確認の方法に大きな変化はないが、制度等の請求、申告、申出がより円滑に行われるよ
う、分かりやすい情報提供に一層努めていきますとの答弁がありました。

続いて、改正により市職員の育児休業の取得率、男性職員の育児休業取得促進への期待、女性職員のキャリア形成にどのような影響があるかととの質問に、市側より、令和5年度以降新たに取得可能となった職員全員が育児休業を取得していることから、直ちに取得率に影響するものではないものの、今改正でより柔軟な取得が可能となり、仕事と家庭の両立が一層図られると考えています。仕事と家庭の両立が図られ、女性職員のキャリアの中断を最小限に抑えることが期待され、個々の状況に応じた働き方の選択肢が広がり、長期的なキャリア形成の継続性が確保され、女性職員の活躍推進にも寄与すると考えています。その結果、組織体制の面でも女性のキャリアアップが期待できますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第28号弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第29号弥富市税条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、税収入の変化がどれぐらい見込まれるのか、また特定親族特別控除の追加により予算への影響はとの質問に、市側より、今回の条例改正により、個人市民税では特定親族特別控除が約280万円の減収、たばこ税では約2,300万円の増収と試算しています。なお、その他は大きな影響はないと考えていますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第29号弥富市税条例の一部改正については、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上2件について、原案を了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、加藤克之厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第30号弥富市立保育所条例の一部改正についてをはじめ3件です。

本委員会は、去る6月20日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第30号弥富市立保育所条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、弥生保育所を選定した理由はとの質問に、市側より、地域における子育て支援拠点の機能と役割を考慮し、各小学校区等に1つの公立保育所を配置すること、民営化後の移管先法人の施設整備に係る修繕などの負担軽減のため、経過年数が少ない保育所であること、幼稚園機能を併せ持った認定こども園化を図るため大きな施設を対象といたしましたと

の答弁がありました。

続いて、民営化で運営費等の削減経過をどのぐらいと見込んでいるのかとの質問に、市側より、あくまで現時点の試算であるが、保育料と国・県負担金などを含めた歳入額から保育所に係る運営費等の歳出額を差し引いた額は4,300万円程度の負担が軽減されると見込んでいますとの答弁がありました。

また、この条例は令和10年4月から施行すると想定されるが、廃止が議決された場合、弥生保育所を引き受ける移管先法人が見つからなかった弥生保育所はどのようになるのかとの質問に、市側より、運営実績のある社会福祉法人や学校法人を対象に公募し、一度で選定されなかった場合、改めて移管先法人を公募する。議決の取扱いは、移管先が見つからないなど令和10年4月の民営化に向けた影響がないよう努めていきますとの答弁がありました。

他の委員から、ひのではばたきこども園の定員230人に対し123人の入園である、民営化され間もないが、その様子も見ることなく民営化を急ぐ必要はないのでは、慎重に検討してはどうかとの質問に、市側より、ひのではばたきこども園の定員が埋まってから進めるのではなく、子育て世帯からの教育・保育ニーズに対応するために進めていきます。開園以降、園から随時報告を受け、所管課もこども園の現場を訪問するなど、実際の教育や保育の状況を確認し、適切に運営されていると評価しており、ひので保育園の民営化の進め方と同様に進めていきますとの答弁がありました。

他の委員からは、弥生保育所の民営化が1年早まっている理由はとの質問に、市側より、公立保育所を民営化することで財政的なメリットが見込まれるほか、民間ならではの特色ある教育・保育の提供によるサービスの拡充、削減された財源を活用した保育の質の向上や他の子育て施策への予算の配分など、児童や保護者にとってよりよい子育て環境が整うことを再認識し、民間活力の活用と早期導入を目指すこととし、令和10年度の民営化を目標としましたとの答弁がありました。

反対、賛成それぞれ討論があり、採決の結果、議案第30号弥富市立保育所条例の一部改正については、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第31号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員から、質疑や討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

最後に、議案第34号工事請負契約の締結についてを審査いたしました。

委員より、野外イベントも想定しているとのことだが、昨今の暑さを考えると屋根が必要ではないかとの質問に、市長より、まず工事を進めていく、屋根について検討していくとの答弁がありました。

他の委員より、落札率が99%を超えているが、他の2社の状況はとの質問に、市側より、他の2社は100%を超えていますとの答弁がありました。

反対、賛成それぞれ答弁があり、採決の結果、議案第34号工事請負契約の締結については、賛成多数で原案を了承いたしました。

以上3件について、原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） ただいまの委員長の報告なのですが、反対討論、賛成討論があったのになぜ討論の内容について報告しないんでしょうか。それは今までずっと報告されていたのに、なぜ今回されなかったのかちょっと疑問ですから、やはりこの討論の内容というのは報告するべきだというふうに思いますが、なぜでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） それは第何号の議案についての。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほどあったのは、第30号と第34号があったかと思いますが、それについて報告がありましたが、質疑の内容はありましたが、討論の内容については報告されなかったんですね。反対討論と賛成討論がありましたという報告はありました。だけど、その中身について報告されなかったんですね。なので、今までずっと討論の中身について報告してきたのに、なぜ今回に至ってはその中身がない状態で報告としているのかということです。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○厚生文教委員長（加藤克之君） こちらについては、委員会の中で協議をした委員の中では、報告できる内容は皆さん方も委員会です承をしていますんで、その上で必要な形で今回慎重に討論をして、内容についても報告をさせていただきました。その上で適切に判断をして報告をさせていただいたのが本日の委員会報告です。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 質疑としては終わりますけれども、ぜひ今後討論の内容については報告できるようにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました案件は、議案第32号令和

7年度弥富市一般会計補正予算（第3号）をはじめ3件です。

本委員会は、去る6月23日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、市側より一括して補正予算の説明があり、その後1件ずつ審査いたしました。

議案第32号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第3号）では、委員より、自由通路等整備事業費補助金の3,795万円を減額した理由及び土木債の道路橋梁整備事業債を3,410万円増額した理由はとの質問に、市側より、J R・名鉄弥富駅自由通路等整備事業に係る国庫補助金を当初予算で8,870万円と見込んでいたが、令和7年度分国庫補助金内示額が5,075万円となったため、その差額分の3,795万円を減額するもので、それに伴い減額となった国庫補助金の財源を補うため3,410万円を増額するものですとの答弁に対し、補助率が見込み53%だが今後の見通しはとの質問があり、市側より、補助金額は国の予算配分や交付要望をする自治体数などにより毎年度内示率が異なるため来年度以降は未定ですが、財源確保に向け関係省庁に要望に行きますとの答弁がありました。

他の委員から、防災対策事業債で310万円を増額したい理由はとの質問に対し、市側より、全国瞬時警報システム（Jアラート）の既存受信機を新型受信機へ更新するためのもので、当初予算では当該事業を一般財源で対応する予定であったが、緊急防災・減災事業債を充てることにしたためであるとの答弁に対し、事業執行に当たり極力起債や補助金を活用する方針ではないのかとの質問に、市側より、500万円以上の事業を起債の対象とする方針を見直したためとの答弁がありました。

続いて、委員より、教育費の会計年度任用職員報酬が389万2,000円増額した理由はとの質問に対し、市側より、ラーケーションの日は子供が保護者等とともに平日に学校外での体験や探求を通じ自ら考え実行する制度で、保護者の休み方改革も促進していることから、保護者である対象職員の欠席補充に非常勤講師を配置するためとの答弁がありました。

このような質疑を経て、討論に入り、反対討論がありました。採決の結果、議案第32号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第3号）は、賛成多数により原案を了承いたしました。

続いて、議案第33号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）を審査いたしました。

質疑や討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

最後に、議案第35号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第4号）を審査いたしました。

委員から、このような大型案件なので緊急性がなければ初日に上程すべきと考える。なぜ中日の追加上程となったのかとの質問に、市側より、5月末に最終積算と図面の提出があり、精査を行ったため追加上程としましたとの答弁がありました。

さらに、当該工事の入札はいつ行い、どのような入札方法で業者を選定するのか、また最

低制限価格は設定するののかとの質問に市側より、補正予算の議決をいただいた後入札準備に入り、7月上旬から見積り積算期間9月上旬に開札を予定し入札の状況次第となるが9月中下旬に仮契約締結、9月定例会で契約議決をお願いする予定ですとの答弁がありました。

このような質疑を経て、討論に入り、反対討論がありました。採決の結果、議案第35号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第4号）は、賛成多数により原案を了承いたしました。

以上3件について、原案を了承いたしましたことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

通告に従いまして、議案第34号工事請負契約の締結についてと議案第35号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論いたします。

まず、議案第34号工事請負契約の締結についてです。

反対の理由は2つです。

1つ目は、弥富まちなか交流館（図書館棟）は昭和60年に竣工され、築40年が経過しておりますので、長寿命化工事の対象となってきます。しかし、白鳥小学校の北校舎は築52年が経過し、弥富まちなか交流館より12年も古く、老朽化が進んでおります。弥生小学校や桜小学校、弥富北中学校の校舎の長寿命化工事は令和6年度末までに完了しましたが、白鳥小学校の長寿命化工事はいまだに計画すら公表されていません。なぜ、小・中学校における長寿命化工事の流れがここに来て止まってしまったのでしょうか、疑問が残ります。

2つ目の理由は、弥富まちなか交流館のリニューアル工事を行うにしても、屋外広場とイベント広場の整備は市の厳しい財政状況が回復するまで延期すべきであると考えます。それにより、屋外広場やイベント広場の整備に係る約2億円弱の予算で現在未整備となっている学校体育館の空調設備の整備を2校実施したほうが有効な税金の使い方ではないでしょうか。現在、あま市を除く海部地区の5市町村では着々と空調設備の整備が進んでおります。屋外広場やイベント広場の整備を延期し、まちなか交流館のリニューアル工事だけを行ったとしても十分に図書館の魅力向上を図ることができます。しかし、学校体育館の空調設備は、設

置すると設置しないとでは児童・生徒の教育環境や避難所としての生活環境など、市民の安全・安心に大きな影響を生じさせます。昨今は6月から10月まで非常に暑い日が続きますので、屋外広場やイベント広場の整備より児童・生徒などの命を守ることに限られた予算を使うべきであります。

財政力指数が高いと言われる本市におきましても、財源には限りがあります。短期的な視点ではなく、しっかりと営繕マネジメントを働かせて事業の選択と集中を図るべきであります。いずれにしましても、弥富まちなか交流館リニューアル工事を進めるより、白鳥小学校の長寿寿命化工事や学校体育館の空調設備の整備を最優先にすべきであります。

以上、反対する理由を申し上げ、反対討論とします。

続きまして、議案第35号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第4号）についても反対の立場で討論をします。

昨年12月定例会で、市はよつば小学校の増築校舎を50センチほどかさ上げし、止水板を設置すると答弁されました。しかし、市が行う50センチのかさ上げでは理想と考える1.5メートルには大きく及びません。止水板に関しても、増築校舎の職員室部分のみでは十分な防災対策とは言えません。また、昭和47年建築の既存校舎のくいは5メートルほどと支持地盤まで打設しておらず、南海トラフ地震の発生で校舎の不同沈下が想定されます。不同沈下した場合は、避難所としての機能を果たすことが困難であります。また、市の説明では、既存校舎の屋上にライフジャケットを入れる防災倉庫を設置するとのことですが、そのような既存校舎で本当に大丈夫なのでしょうか、疑問が残ります。

また、十四山西部小学校で行われる校舎の増築や既存校舎の大規模改修など、詳細な工事の工程やそれに伴う工事金額の内訳書の説明や資料の配付ありません。物価高騰や人件費の上昇など入札不調が危惧される中、しっかりと工程表等を吟味しないと令和10年4月に開校が可能であるかも判断することが難しい状況であります。

さらに、この小学校再編事業費の補正予算が議会初日ではなく半ばに上程されていることから、非常にこの計画はタイトなスケジュールであるということが伺えます。こういった状況において、総額21億円を超える事業に関する議案第35号において、私は責任を持って判断することができませんので、反対させていただきます。

以上、反対する理由を申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第30号弥富市立保育所条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

本条例は、弥富市にとって重要な保育所の民営化を、当初の計画では令和11年でしたが、1年前倒しして令和10年に民間へ移管しようとするものです。しかし、先行して民営化され

たひので保育所の状況について、その是非や民営化の条件、選定方法、選定基準が適切であったかどうかの検証が不十分です。何より、この議案が当事者である子供の利益のために十分な議論を尽くした結果ではなく、市の財政的な都合を最優先していると思えません。この廃止議案について十分に議論されてきたのでしょうか。今回の委員会審査でも活発に議論する議員がいる一方で、一言も発しない議員もいました。市長や執行部からは、経費削減や公共施設の再配置計画が大前提として、その方針に沿った答弁に終始しました。

では、4点申し上げます。

1 番目、一体誰のための政策かという根本的な問いが欠如していると思います。この議案の最大の目的は、公共施設の再配置計画を実行すること、つまり経費削減であると見受けられます。しかし、本来議論すべきは保育所という政策が誰のために何をするものかという根本的な問いです。保育所は、親が働き続けることを可能にし、特に独り親世帯の家庭にとっては生命線とも言える重要な生活基盤です。子供たちが長時間安心して過ごせる環境を確保することは、住民の生活を根底から支える重要な役割です。

2 点目、公立保育所が提供してきた質の担保が軽視されています。公立保育所は、必要な経費を必要なだけ予算化することで、光熱費の高騰などがあっても子供たちが過ごす環境の質を担保してきました。一方、民営化された保育所は、公定価格という上限内で全ての経費を賄うという構造的な厳しさがあります。委員会の質疑でこの点を確認しようとしたましたが、その議論自体が十分ではありません。このような状況下で、拙速に公立保育所を廃止することには強い疑念を抱かざるを得ません。

3 点目、検証なき拙速な民営化方針への転換です。最も強く主張したいのは、検証が全くされないまま民営化が急がれているということです。弥富市では、既に前回の民営化でひので保育所が幼稚園の要素を持つ認定こども園に移行しました。研究論文では、長時間保育の子供にとって幼稚園の要素が加わるのがストレスになるという可能性が指摘されています。専門家による検証をしないまま、今回の民営化方針は前回の方針から1年前倒して進められています。その理由を問うと、市は特に問題がないからとしています。たった数か月で何の問題もないと断言できる根拠はどこにあるのでしょうか。しかも、その判断を下しているのは保育や子供の専門家ではない市の職員です。本来、経費節減ではなく子供の育ちの観点から、第三者である大学の専門家などによって今回の民営化の検証を行うべきです。やらなければ欠陥だと思います。

最後に4番目、世代間倫理への重大な背信行為だと思います。私たちが今この議案を議論しているのは、未来の世代、つまり子供たちの生活環境を左右する重大な決定です。この民営化、幼稚園化が子供たちの視点を抜きにして、本当によかったかどうかという結論が出ていないまま急いで進めることは、将来の世代に対してやるべきことを怠る世代間倫理の不作

為であり、極めて重大な問題です。十分な議論を尽くさず、検証も行わないまま、市の都合で拙速に進めようとするこの議案は、市民の代表としてあるべき姿に反しています。私は、子供の最善の利益を保障するために、この議案に断固として反対いたします。

続きまして、議案第32号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論します。

この議案は、弥富駅自由通路の工事に関する予算の変更の同意を求めるものですが、その整備内容と財源計画には重大な問題があるからです。

4点申し上げます。

1点目、市民への負担転嫁と不透明な財源計画。この事業は、国の補助金で事業費の2分の1が賄われる前提で進められていました。しかし、実際に国から内示された補助金は満額でないばかりか、約半額にとどまっています。その結果、国費の不足分は市民の税金、つまり借金で賄うことになります。これは、市民の税金を他の重要な事業や福祉から削り取って、この自由通路事業に充てることを意味します。このような市民に負担を転嫁する計画には同意できません。

2点目、計画の必要性に対する根本的な疑問です。そもそも市民が本当に望んでいたのは自由通路という名の特殊な道路ではなく、既存の踏切の整備ではなかったでしょうか。仮に自由通路を整備するとしても、なぜ鉄道事業者であるJRや名鉄が主体となり、市は補助する立場ではいけなかったのでしょうか。JR東海が橋上駅にこだわっていますが、JR東日本や名鉄など多くの事業者の駅では、線路の両側に自動改札とスロープを設置する簡易なバリアフリー化で十分やっています。この事業の根底には本当に市民の利便性向上があるのか、疑問を抱かざるを得ません。

3点目、国の補助金についての見通しの甘さです。国土交通省の補助金の配分率は、全国の自治体からの要望が、これを分子とします、そして国土交通省の当該する予算額が分母ということですよね。それが結局、要望額に対して予算が半分しかなかったのも、ほぼ全国一律で半額にカットされているはずなんです。もっとも、満額が支給されないことは最初から分かっていたことです。この点については、一般質問でこの点を繰り返してきましたが、市は確かに全額が補填されるものではないとはおっしゃっていましたが、ここまでとは思いませんでした。市長は、国の省庁に行って要望を繰り返すことによって満額に近い、あるいは満額以上の額をいただきたいと答弁されました。しかし、国の予算には限りがあるわけです。特定の市長が熱心に陳情したからといって、他の自治体の補助金を削ってまで弥富市に回ってくるなどということは、社会通念上あり得ないと思います。みんなが満額をもらっているわけじゃなくてみんなが半分なわけですから、努力を見せれば何とかかなるという問題ではありません。

4 番目、業者への丸投げと鉄道事業者への丸投げと経費節減努力の欠如です。この事業の最も大きな問題点は、事業全体を鉄道事業者にお任せしてしまったことです。弥富市が自ら設計・施工する事業であれば、不要不急の部分を精査し、経費節減に努めることもできたはずですが、市の答弁からは、経費節減については鉄道事業者と相談しているという繰り返しの答弁です。市民からすれば全く理解できません。市はＪＲや名鉄を信頼していると主張しますが、市民の税金を使う以上、市は業者を信頼するのではなく、徹底的に精査する義務があるのです。国からの補助金が不足した分を市が補填すれば他の事業、特に福祉事業にしわ寄せが行くことは避けられません。市民への十分な説明もなく、市の経費節減努力も見られないこの事業に断固として反対いたします。

続きまして、議案第34号工事請負契約の締結について、反対の立場で討論します。

この議案は工事に対する同意を求めるものですが、その整備内容には、まちなか交流館の整備内容には複数の問題点があります。2 点に絞って申し上げます。

1 点目が、実際の利用者の意見が十分に反映されていない計画だからです。結果として、このまちなか交流館の整備計画は、行政主導で進められたありきたりの市民交流館と言わざるを得ません。確かに、図書館の整備についてはアンケートを実施したのを私も確認しました。反映がされていると思います。しかし、その他の交流に関する外であったり屋上など、施設全体としては本当に利用者の意見を十分に聞いたのでしょうか。他の都市では、市民交流施設や図書館を整備する際に、住民参加のワークショップなどを通して市民が基本設計や実施設計の段階から意見を出し、一緒に施設をデザインしています。具体的には、日進市とか岡崎市とか小牧市とか上げれば切りがないんですが、しかし、本議案の計画にはそうした市民の積極的な参画が見られません。もちろん、関係者から意見を聞いているのを僕も確認していますが、そういった広い体系的なプロセスを経ていません。本来、優れた設計事務所ほど利用者の声を丁寧に聞き、その機能が形に表れるようなデザインを提案するはずですが、利用者が不在のまま進められたこの計画は、デザインという観点からも不十分です。

2 点目、中途半端な整備内容と不十分な答弁。他の議員からも多数指摘があったように、整備内容は中途半端です。議案審査の場で市民がこの施設をどのように利用し、どのような使い方をするのか、またその後の管理はどうなるかといった具体的な質問がされましたが、市からの答弁は明快さを欠き、十分な計画でないことが露呈しました。その結果、最終的に整備内容が利用者にとって使いやすいものになっているとは到底言えず、利用者の意見や参画を十分に踏まえたとは言えないこの計画に私は同意することができませんという理由から、本議案に反対いたします。

議案第35号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論します。

よつば小学校の整備予算約22億円の議案に対し、反対します。

そもそもの建設費そのものへの問題提起は前提とした上で、今回の整備計画における明らかな欠陥を理由として3点申し上げます。

1点目、浸水リスクに対応していない計画であることです。今回の設計では、新築の1階の床面が従来より50センチかさ上げされましたが、それでも海拔マイナス1メートルです。これは、万が一堤防が決壊した場合だけでなく排水機能が停止した場合に、1階が確実に浸水することを意味します。南海トラフ地震などの災害時には停電や燃料の途絶、液状化による堤防の機能不全など長期にわたる浸水が想定されます。しかし、計画では短時間の浸水対策しかならず、合成樹脂の止水板を5か所に設置するだけです。この止水板はショッピングセンターなど最近あちこちで導入されていますが、一時的に泥水の侵入を防ぐ時間稼ぎにはなるかもしれませんが、トイレなどからの下水道からの浸水の逆流など長期間にわたる防水は不可能です。結局、1階の職員室の機能を放棄し、2階へ避難するしかないのが現状です。

2点目、過去の事業方針と矛盾する例外的な計画だからです。弥富市は、これまで公共施設を新築する際、1階の床面を海拔よりも高く、プラス50センチ程度の余裕を持たせるという方針を貫いてきました。例えば、南部消防署の建て替えですけれども、確かに低い部分がありますが、肝腎の事務所と本部機能は2階以上で、伊勢湾台風クラスの浸水でも機能は残るように設計されています。それにもかかわらず、今回の避難所でもある小学校の建設は例外であると説明されていますが、避難所であるはずの小学校を例外とする理由が全く理解できません。一旦建設すれば80年は使用するであろう鉄筋コンクリートの公共施設を、プラス50センチではなく浸水リスクが明らかな海拔マイナス1メートルで建設するという理由は常識では考えられません。

3点目、将来世代への負担です。この事業には最低でも22億円の予算が投じられますが、体育館の冷房やプール、外構工事の費用は含まれていないという説明です。この巨額の費用は、今後30年以上にわたって市債、つまり借金で返済されていきます。これは、将来の子供たちに借金を残すという世代間倫理に大きく反する行為です。浸水リスクを無視した不十分な設計で、将来の世代に巨額の借金を押しつけるこの条例案に反対します。以上。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第30号及び議案第32号、35号、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず議案第30号ですが、弥富市立保育所条例の一部改正ということですのでけれども、民営化のために弥生保育所を令和10年3月末に廃止する議案となっています。弥富市は、今年度より初めて公立保育所であるひので保育所を無償譲渡し、民間のこども園としてスタートさせたばかりです。また、そのこども園の話を聞けば、公立保育所と同等の条件を堅持して運営

していくのはなかなか大変だというふうに聞いております。そもそも保育がもうかるはずがありません。弥富市が負担が大変だからと民営化でという発想そのものが間違っています。負担が大変ということは、民間事業者にしても運営が大変だということです。もう一度言います。保育はもうかるものではありません。公立で苦しいものは民間でも苦しいんです。

では、なぜ自治体が民間委託したがるのか。国があるいは県が民間保育に補助金を出すからです。とはいえ、国も負担を減らすために民営化を推奨しているわけですから、もともと公立保育所の運営にかかるよりも補助が大きいはずがありません。言い換えるならば、安上がりの保育にしているのです。そこには、表に現れにくい保育士の給料であったり、備品だったり、そのような部分が企業努力の名の下に削られているだけです。あるいは、追加オプションや入会金のような負担があったりして何とか運営が保たれているんです。そうした中で、公立と同様の条件の中で運営していくことは、当たり前ですがそれだけ大変だということです。仮に、民間事業者が思ったよりももうからないからと手放してしまえば、困るのはそこに通う子供や保護者です。

そうした中で、始まったばかりの民間事業者の様子を見ることなく、新たに民間のこども園を行おうとするのはリスクでしかありません。少なくとも数年間は様子を見て、これなら大丈夫だと石橋をたたいて渡るように慎重に経過を見てから検討すべきであり、早急に進めるべきではありません。よって、様子も見ずに早急に廃止を決める議案には賛同できません。

議案第32号、補正予算になっておりますけれども、ここにはＪＲ・名鉄弥富駅の自由通路事業の財源組替えが入っています。簡単に言えば、当てにしていた国の負担金が半分くらいしか入らず、その分を弥富市が負担することになります。補正予算では事業が始まったばかりで単年度ですから金額の少ない状況で、まだ4,000万円程度の金額になっておりますけれども、仮に来年度以降も当てにしていた国の負担が半分となれば、余計に市の財政を圧迫します。ましてや弥富市は財政力指数自体が高くて、交付金や負担額を減らされやすい自治体にありますので、そうしたことも考慮し、事業自体を必要最小限に行うべきです。この際、設計自体を大幅に見直し、事業コストを大きく下げるべきという立場から反対とさせていただきます。

議案第35号も補正予算になっておりますけれども、この中にはよつば小学校の設計変更に伴う予算が入っております。よつば小学校は、現在の十四山西部小学校の位置に置くと決められ、海拔マイナス1.9メートルという地盤にあり、また既存の校舎と接続する計画からかさ上げも満足にできないものとなっております。体育館ですらマイナス1.2メートル以下という状況で、堤防決壊などの浸水した状況では避難所としての機能も果たせないというところがございます。

今回の設計変更では、体育館のエアコン、新庁舎の僅か50センチというかさ上げ、校舎全

体ではなく職員室のみを止水板で守るという設計に変更するということですが、全くもって不十分としか言いようがありません。先に述べたように、体育館は浸水時には使えません。せっかくエアコンを導入するならば、体育館自体を浸水しないように高いところへ造り直すべきです。また、マイナス1.9メートルに僅か50センチをかさ上げしたとしても焼け石に水であり、ほとんど効果が見込めません。さらには、止水板で新校舎の入り口を全て塞ぐわけではなく職員室のみという中途半端過ぎる計画であり、あくまで止水板は一時的な浸水を防ぐだけであり、堤防決壊などで地盤がマイナス1.9メートル、かさ上げしてもマイナス1.4メートルという地盤では結局新校舎に浸水し、守れるものではありません。であるならば、地盤の高いところへ計画し直すか、あるいは旧校舎とは別で考え、新校舎、体育館、プールを含め大きくかさ上げをし、あるいはピロティー形式を検討し、大幅に設計をやり直すべきです。そうでなければ、南海トラフ三連動の地震が近く予想されるものに対して、児童の安全を担保するのには程遠いものということではないでしょうか。学校は最も安全地帯にしなければなりません。このような不十分過ぎる設計変更には到底賛同できるものではありません。

以上、反対の討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） 4番 平居ゆかりでございます。

議案第34号工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

この議案は、弥富まちなか交流館リニューアル工事で、図書館、旧市民ホールの改修を主とします。図書館は、知的インフラとして誰もが学び、交流し、安心して過ごせる居場所という多機能的な役割を果たす大切な公共施設です。その図書館が近隣市町村と比べ古さが否めないことや、昨今の読書離れという時代背景の中、リニューアル工事で現代に即したアップデートを行うことは、特に子供たちの教育的観点から見ても、これからの図書館が担う役割として、知識を実生活の課題解決に活用する能力を身につけ、生きる力を育む上で非常に重要な事業であると考えます。また、子供たちだけでなく誰もが平等にアクセスできる魅力的な公共空間を持続させていくことは、市民のウェルビーイングを高める基盤であることから、地域社会への大きな貢献につながるものと考えます。

ただし、実施に当たっては新設されるイベントスペース、屋外テラスなど、昨今の熱中症対策が全く考慮されていない設計になっていますので、市民を守るためにも屋外のスペースに屋根の設置を留意する必要があると考えます。そこで、本議案に賛成するとともに、屋外スペースに屋根等の設置に関する附帯事項を申し添え、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 横井克典議員。

○５番（横井克典君） ５番 横井克典です。

私は、議案第30号弥富市立保育所条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

賛成の理由は２つあります。

１つ目は、市の財政負担の軽減であります。６月20日の厚生文教委員会で、市側から、弥生保育所を民営化したときの効果額を約4,300万円と見込んでいるとの答弁がありました。また、弥生保育所の現在の建物価格は約２億円とのことで、無償譲渡したとしても５年ほどで回収することができます。それだけではなく、建物が老朽化した場合でも市が建物を所有していれば修繕費や建替えの費用が全額市の負担となり、民間所有であれば国と県が４分の３の負担で、市の負担は４分の１と軽くなります。

また、2000年代初頭に小泉内閣が進めた三位一体の改革の影響が、現在も弥富市を苦しめています。この三位一体の改革により、保育所運営費の国庫負担が一般財源化されたことにより、全額が市の負担となりました。その代わり、普通交付税の基準財政需要額に算入され、普通交付税として交付されることになりました。しかし、弥富市のように財政力指数が極めて１に近い自治体では、三位一体の改革前の国庫負担金相当額まで普通交付税は現実交付されていません。この三位一体の改革以降、現在に至るまで、先ほども言いましたように弥富市の財政を苦しめています。そのため、弥生保育所を民営化することで、この財政負担を軽減することができます。しかし、弥生保育所だけでは市の財政負担が解消されるわけではありませんので、引き続き民営化を進めていただきたいと思います。三位一体の改革以降、愛西市や津島市など、全国的にそうなんですけれども、問題なく公立保育所の民営化が進んでおります。

２点目は、保育所民営化は、英語教育や体操教室など民間ならではの特色のある運営を行うことができることです。また、本市において公立保育所の保育士の確保に苦慮しておりますけれども、福利厚生の実施など、民間ならではのノウハウで保育士の確保が可能となります。今年４月からひので保育所が民営化され、ひのではばたきこども園がスタートしました。20日の議案質疑の市の答弁では、移管先法人から市へは一部の要望はあったが、問題なく移管できたとの趣旨の答弁でした。いずれにしても、保育所民営化で行政の効率化を図り、その効果額で現在市が行う保育サービスのより一層の向上を図ることができます。さらに、保護者にとっては多様な保育の選択肢が増えることから、弥生保育所の民営化は絶対進めなくてはなりません。

以上、賛成する理由を申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第34号工事請負契約の締結についてについて、条件付賛成の立場で討論いたします。

まちなか交流館のリニューアル工事ということですが、まず初めに、一般競争入札にしては落札率が99.09%という予定価格と限りなく近く、コストが下がらないのは大変残念なことでした。その上で、設計図を見ると2階テラス部分には屋外の公園としても一定の機能を果たすエリアが計画されているというのは、公園の少ないマイナス地域においては地元の要求を聞く地元議員としては歓迎するものでございます。しかしながら、現在のような異常気象、温暖化の影響が大きく心配されるのに屋根などの日よけ、雨よけが考えられていない設計自体には、なぜ考えなかったのか、または先進自治体すら見ずに検討してしまったのか、大きく疑問が残ります。

また同時に前ヶ須地域桜学区は、小学校区に児童館のない地域であり、以前より児童館の設置が求められてきました。当初は、新庁舎と同時に誕生する予定であったのに、いつの間にやら計画から消え、いまだに児童館のない学区となっています。せっかくこのまちなか交流館をリニューアルするのであれば、児童館としての機能も使えるように設計していくべきでした。図書館は日曜日にも開館しておりますので、日曜日に室内で遊べる施設として開放できる大きなチャンスです。ぜひ今からでも検討し、桜学区に児童館を、そして日曜日でも遊べる屋内施設として検討していただきたい。今後の対策として、安全に配慮しながら、できる限りの日よけ、雨よけ、そして児童館のように使えるスペースを検討していただき、さらなる愛され施設として拡充していくことを期待して賛成とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第28号及び議案第29号、以上2件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号及び議案第29号、以上2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について採決をいたします。

本件は、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決となります。特別多数議決の場合は、私議長も出席議員となることから、議長は議長席において起立による表決を行うこととされておりますので、御了承を

お願いします。

本日の出席議員数は16名であり、その3分の2は11名であります。

議案第30号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） ただいまの起立者数は12人であり、所定数以上でございます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日、安藤市長より議案第36号が提出をされました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第36号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第10、議案第36号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第36号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、令和7年3月議会で議決をいただきました価格高騰重点支援給付金給付事業につきまして、現時点の課税情報による想定が当初国から示された概算想定を上回るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、不足分の追加給付を行うための経費等を増額するとともに、NHK放送受信料未払い額を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第36号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,647万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億6,166万2,000円とするものでございます。

歳入予算の内容といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,863万3,000円を増額する一方、財政調整基金繰入金1,215万7,000円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、価格高騰重点支援給付金給付事業（低所得世帯支援枠等）の価格高騰重点支援給付金4,250万円を増額し、またNHK放送受信料の未払い額等として110万7,000円を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

この議案第36号、一般会計の補正予算について質疑させていただきます。

まずNHKに対しての受信料の支払いということでございますが、先ほど全員協議会の中で確認しましたところ、未払いの中で19年6か月という長期にわたるものがあつたということでした。しかし、本来ならば請求のないものは5年経過すれば時効となるのが通例でござ

いますけれども、こうした中でなぜ時効にならなかったのか、あるいは5年以上前から請求があったのかどうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） NHKの放送受信料につきましては、NHKの放送を受信できる放送受信機を設置いたしますと、放送法によりその時点からNHK放送受信契約の締結義務が発生いたします。こちらにつきまして、凡例におきまして未契約の期間があった場合につきましては、放送受信契約を締結することにより、受信機を設置した時点から遡って放送受信料の支払い義務が発生することとなっております。また、先ほどもお話しさせていただきましたが時効につきましてはNHKの放送受信機を設置したときからでなく、NHKと放送受信契約を締結した時点から時効が進行すると凡例において示されております。なお、本市は本年5月下旬にNHK放送受信契約の申請を行い契約を完了しておる状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、受信機を設置した段階で締結される。でも、理由としては契約してからじゃないと時効にはならないということで、時効のものに対してはそれは違うということと言われるんですが、受信機を置いたのが19年前で締結したのは最近だと。であるならば、その間支払う必要というのがなぜ発生するのか、あるいは5年より前のものであればそれはやっぱり時効になるんじゃないかということで考えられると思うんですが、その辺りについて、NHKから詳しいそういった説明というものはあるんでしょうか、お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） こちらのNHKの放送受信料につきましては、NHKに申請させていただきまして、やり取りさせていただいた後の金額となっております。先ほども申しましたように、こちらのNHKの放送受信料につきましては、凡例において先ほど申し上げたような内容が示されている状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

これで最後ですからね。

○7番（那須英二君） 最後ですが、分かりました。そういう中でやっぱり時効という部分も考えて、今後NHKとさらにやり取りしていただいて、ぜひ対応を考えていただきたいと思います。貴重な税金ですからね。

もう一つ、同じように価格高騰重点支援給付金事業に対してさらに追加があるということですが、令和6年度減額分の1万円から4万円の給付に対してまだ不足分があると。しかしこの間、再三不足分というのはかなり補正予算の中でも取り組まれてまいりましたが、まだこうした不足分が出るというのはどういう状況になっているのかをお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 今回の補足給付につきましては、令和6年度に実施いたしました定額減税補足給付金、いわゆる当初調整給付、この制度は定額減税をし切れなかった方に対し最大4万円を給付した事業で既に完了をしておりますが、この支給額に対し、このたび令和6年中の所得が減少した方や令和6年中にお子さん等扶養親族が増えた方、また事業専従者の方など、当初調整給付に不足が生じた方に対し最大4万円の給付を行うものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 終えてください。

那須議員。

○7番（那須英二君） 支給額に対して調整ということはこの間もしてきたと思うんですが、それに対してまだ追加があるということでした。

質疑はこれで終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第36号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議員派遣の件

○議長（堀岡敏喜君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件は、会議規則第167条の規定により、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思

います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本件は配付のとおり議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

その後の情勢により内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第12、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務建設委員長及び厚生文教委員長より会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員長、総務建設委員長及び厚生文教委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、総務建設委員長及び厚生文教委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第2回弥富市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時11分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 柴 田 英 里

同 議員 鈴木 りつか